

## 市第1号議案「横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正」について

### 1 趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)が一部改正され、令和6年5月27日に施行されることに伴い、「横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例」(マイナンバー条例)を一部改正します。

### 2 改正概要

マイナンバー法に規定されている「別表第二(※)」が削除され、同内容を「関連主務省令」で規定するなどの法改正が行われます。

これに伴い、マイナンバー条例において、マイナンバー法の「別表第二」を引用している規定の整備等を行います。

なお、今回の改正により、条例の趣旨や効果などに変更はありません。

※自治体などの行政機関同士が、全国の情報提供ネットワークシステムを利用して、行政手続に必要な特定個人情報を取りとり(情報連携)できる事務の種類や内容を定める。

この度の法改正で、主務省令で定める形に変更される。

### 3 施行日

令和6年5月27日(マイナンバー法一部改正の施行日と同日)

【参考：改正内容の例】

